

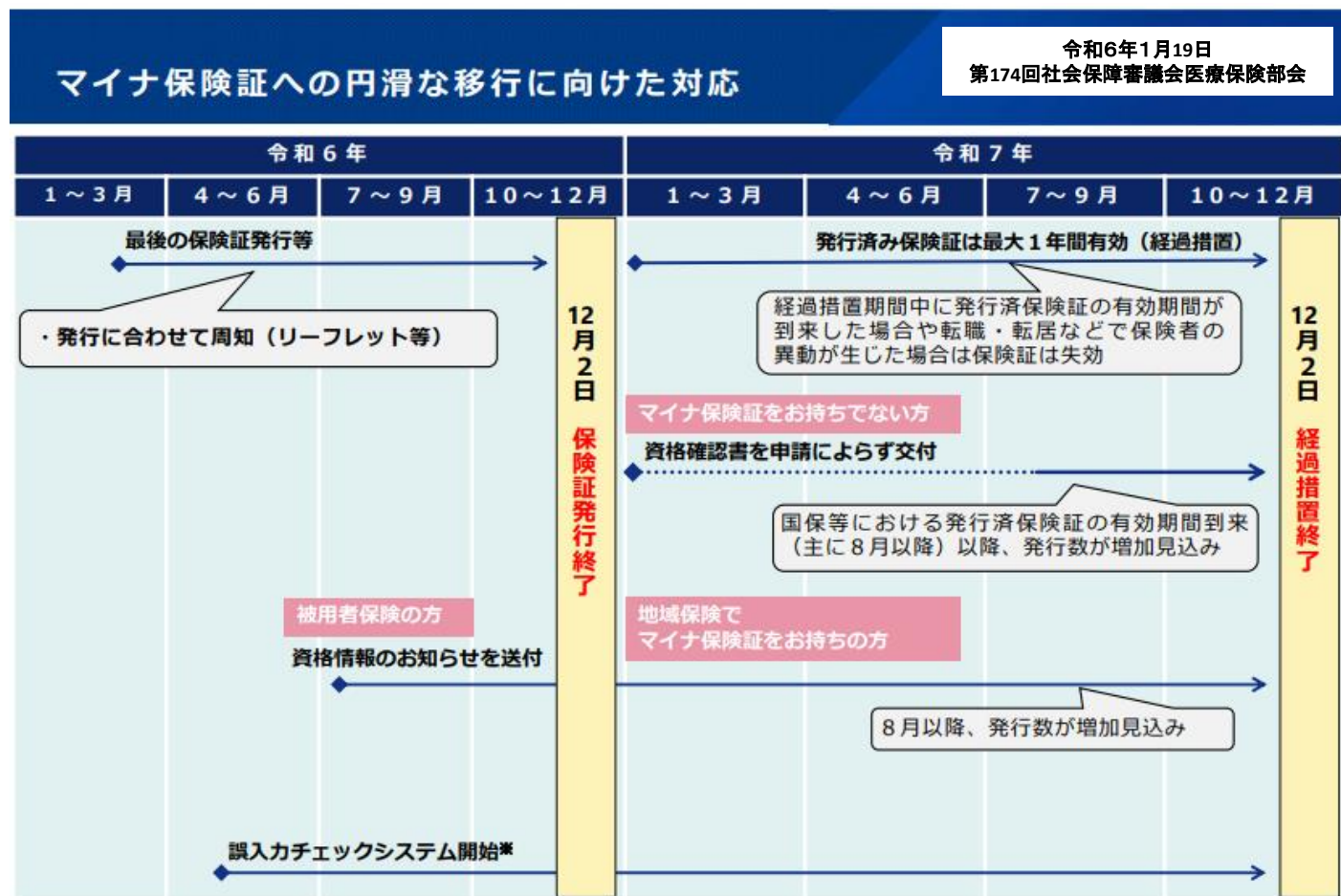
マイナ保険証への円滑な移行 に向けた対応について

令和6年7月25日

全国健康保険協会

マイナ保険証への円滑な移行に向けた対応

- 現行の健康保険証の発行については、令和6年12月2日より終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行。
- マイナ保険証への円滑な移行に向け、①マイナ保険証の利用促進②資格確認書の切れ目ない交付等制度改正に伴い必要となる事務の円滑な実施③登録済データ全体の確認等マイナ保険証の不安払しょくに向けた取組を進めているところ。



※ データ登録時に全件住民基本台帳のデータと突合

マイナ保険証利用促進集中取組月間における主な取組

マイナ保険証利用促進集中取組月間(令和6年5月～7月)の実施

令和6年4月10日
第177回社会保障審議会医療保険部会

- 本年12月2日の保険証廃止までの間に、より多くの国民にマイナ保険証の利用体験を持っていただくため、医療機関、保険者、経済界の代表が集う日本健康会議(4月25日)で「マイナ保険証利用促進宣言」を行い、これを皮切りに5月～7月を集中取組月間として総力を挙げて取り組む。

集中取組月間における主な取組等

① 医療現場における利用率アップ対策の抜本的見直し

- ・ 支援金について、集中取組月間限定の一時金(最大10万円(病院20万円))として見直し※

→ 利用率の更なる底上げのため、利用人数の増加に応じ、かつ定額の給付とすることにより、医療現場にとってより分かりやすい形にすることで利用促進を促す

※ 6月からの診療報酬改定により「医療DX推進体制整備加算(80円等)※」が創設されること等に伴う見直し

- ・ 関係団体と連携し、①医療機関・薬局の窓口での共通ポスターの掲示、②来院患者への声掛けとマイナ保険証の利用を求めるチラシの配布を徹底(①・②ともに一時金の支給条件、①は医療DX推進体制整備加算の要件の一例とする)
- ・ 未稼働施設や低利用率施設に対するアプローチ強化

Ex. 未稼働の場合は、療養担当規則違反となる可能性がある旨、低利用の場合は、医療DX推進体制整備加算や一時金、療養担当規則や診療報酬に関する留意点を案内する通知を送付し、利用促進

② あらゆるメディアを動員し、集中的な広報展開

- ・ 政府広報コンテンツ及び健康保険組合連合会が作成した動画広告などを活用して、これまでのインターネット広告に加えて、新聞広告、TVCM、地下鉄車内放映による集中展開

(参考) マイナ保険証利用促進宣言

マイナ保険証利用促進宣言

高齢化と人口減少が進む社会にあって、限りある資源を有効に活用しながら質の高い医療を実現していくには、医療分野でのDX(デジタル・トランスフォーメーション)を通じたサービスの効率化・質の向上が課題となっています。

マイナ保険証は、国民の皆様がこの医療DXのメリットを最大限享受するためのパスポートです。マイナ保険証を利用することで、皆様一人一人のデータに基づくより質の高い医療を受けることができるようになります。

国民の皆様が安心してマイナ保険証を利用いただけるよう、これまでに全ての登録データ(1.6億件)について住民基本台帳データとの照合が完了し、必要な確認も終了しました。また、今後の新規加入者に関する全てのデータについてのチェックシステムが5月7日から稼働します。

健康保険証の新規発行が終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行する 本年12月2日に向け、一人でも多くの国民の皆様が安心してマイナ保険証を利用いただくべく、本年5月から7月までを「マイナ保険証利用促進集中取組月間」と位置付け、ここに、マイナ保険証利用促進宣言を行います。

マイナ保険証利用促進宣言

私たちは、より質の高い医療の実現のため、一人でも多くの国民の皆様がマイナ保険証のメリットを実感して利用いただけるよう、医療機関・薬局、保険者、事業主、行政など、医療に関わる全ての主体が一丸となって、マイナ保険証の利用促進に取り組みます。

- ・ 国においては、医療DXの推進に向け、率先して、国民の皆様が安心してマイナ保険証を利用いただけることや、マイナ保険証のメリットを分かりやすい形で発信するとともに、医療界、経済界、保険者等の取組を支援します。
- ・ 医療機関・薬局においては、データに基づくより質の高い医療の実現に向け、受付事務を点検し、窓口等で積極的にマイナ保険証の利用を呼びかけるなど、利用率の向上に取り組みます。
- ・ 保険者においては、加入者に対してマイナ保険証の利用を呼びかけるとともに、新規加入者が速やかにマイナ保険証を利用できるよう、事業主による届出から5日以内の迅速かつ正確なデータ登録を徹底します。
- ・ 事業主においては、職場を通じて従業員と家族にマイナ保険証の利用を呼びかけ、また、新規資格取得者が速やかにマイナ保険証を利用できるよう、マイナンバーの提出や資格取得から5日以内の届出を徹底します。

令和6年4月25日

日本健康会議

8

(参考) マイナ保険証利用増加量に応じた一時金金額の見直し

令和6年7月3日
第180回社会保障審議会医療保険部会

医療機関等におけるマイナ保険証利用促進のための支援 (一時金の見直し)

令和6年6月21日
第179回社会保障審議会
医療保険部会

資料1
(一部改変)

- 利用率20%以上の医療機関・薬局は、R5.12の14.8%からR6.5では22.3%に増加。本年5月時点で一時金上限の10万円（20万円）に達している施設も相当数あり、これらの施設においても、窓口でのお声掛けやチラシ配布等さらなる利用増のために取り組んでいただくことが重要。
- こうした利用率の高い施設における一層の利用増に向けた取組を支援するため、利用人数の増加に応じて、診療所・薬局の一時金を最大20万円（病院は最大40万円）とする。

		10月実績からの増加件数（※下段は病院の要件）																	
		1人 以上	10人 以上	20人 以上	30人 以上	50人 以上	70人 以上	80人 以上	100人 以上	160人 以上	240人 以上								
		10人	40人	80人	150人	250人	350人	450人	540人	720人	900人								
10月実績	3%未満	0	0	0	3万	5万	7万	10万	15万	17万	20万								
					10万	12万	15万	20万	30万	35万	40万								
	3～5%	0	0	3万	5万	7万	10万	15万	17万	20万									
				10万	12万	15万	20万	30万	35万	40万									
	5～10%	0	3万	5万	7万	10万	15万	17万	20万										
			10万	12万	15万	20万	30万	35万	40万										
	10～20%	3万	5万	7万	10万	15万	17万	20万											
		10万	12万	15万	20万	30万	35万	40万											
	20～30%	5万	7万	10万	15万	17万	20万												
		12万	15万	20万	30万	35万	40万												
	30～40%	7万	10万	15万	17万	20万													
		15万	20万	30万	35万	40万													
	40%～	10万	15万	17万	20万														
		20万	30万	35万	40万														

※ 令和5年10月診療分のレセプト件数が150件以下の施設（小規模施設）については、規模に配慮した区分を設定。

		10月実績からの増加人数						
小規模施設		1人以上	5人以上	10人以上	15人以上	25人以上	35人以上	40人以上
		10月実績	10月実績	10月実績	10月実績	10月実績	10月実績	10月実績
10月実績	3%未満	0	0	1万	1.5万	2.5万	3.5万	5万
	3～5%	0	1万	1.5万	2.5万	3.5万	5万	
	5～10%	1万	1.5万					

※小規模施設であっても令和5年10月の実績が10%以上の場合は5～10%で10人以上増加の場合は小規模施設でない方の要件を満たすこととなる。

※小規模施設区分の上限を超えた場合、通常の基準で給付を受けることも可能

(参考) 医療DX推進体制整備加算等の見直し

令和6年7月17日
第592回中央社会保険医療協議会

医療DX推進体制整備加算及び医療情報取得加算の見直し

中医協 総 - 9
6 . 7 . 1 7

令和6年6月～9月

医療DX推進体制整備加算	8点
医療DX推進体制整備加算(歯科)	6点
医療DX推進体制整備加算(調剤)	4点

※初診時に所定点数を加算

[施設基準(医科医療機関)](要旨)

～中略～

(6) マイナンバーカードの健康保険証利用について、実績を一定程度有していること。(令和6年10月1日から適用)

令和6年10月～

医療DX推進体制整備加算 1	11点
医療DX推進体制整備加算 1(歯科)	9点
医療DX推進体制整備加算 1(調剤)	7点

[施設基準(医科医療機関)](要旨)

(6) マイナンバーカードの健康保険証利用について、**十分な実績**を有していること。

(新) マイナポータル[※]の医療情報等に基づき、患者からの健康管理に係る相談に応じること。

医療DX推進体制整備加算 2	10点
医療DX推進体制整備加算 2(歯科)	8点
医療DX推進体制整備加算 2(調剤)	6点

[施設基準(医科医療機関)](要旨)

(6) マイナンバーカードの健康保険証利用について、**必要な実績**を有していること。

(新) マイナポータル[※]の医療情報等に基づき、患者からの健康管理に係る相談に応じること。

医療DX推進体制整備加算 3	8点
医療DX推進体制整備加算 3(歯科)	6点
医療DX推進体制整備加算 3(調剤)	4点

[施設基準(医科医療機関)](要旨)

(6) マイナンバーカードの健康保険証利用について、**実績**を有していること。

マイナ保険証利用率(案) (注) 利用率は通知で規定

利用率実績	令和6年7・8月～	令和6年10・11月～
適用時期	令和6年10月～	令和7年1月～
加算1	15%	30%
加算2	10%	20%
加算3	5%	10%

※ 適用時期の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いる。ただし、令和6年10月～令和7年1月は、適用時期の2月前のオンライン資格確認件数ベースマイナ保険証利用率を用いることもできる。

※ 令和7年4月以降のマイナ保険証利用率の実績要件は、附帯意見を踏まえ、本年末を目途に検討、設定。

令和6年6月～11月

初診時	医療情報取得加算1(現行の保険証の場合)	3点
	医療情報取得加算2(マイナ保険証の場合)	1点
再診時	(3月に1回に限り算定)	
	医療情報取得加算3(現行の保険証の場合)	2点
	医療情報取得加算4(マイナ保険証の場合)	1点

調剤時(6月に1回に限り算定)

医療情報取得加算1(現行の保険証の場合)	3点
医療情報取得加算2(マイナ保険証の場合)	1点

令和6年12月～

初診時	医療情報取得加算	1点
再診時	(3月に1回に限り算定)	
	医療情報取得加算	1点
調剤時	(12月に1回に限り算定)	
	医療情報取得加算	1点

医療DX推進体制整備加算

医療情報取得加算

マイナ保険証利用促進のための協会の取組

協会においては、マイナ保険証利用促進のため、これまでの取組に加え、以下の取組を実施

No.	項目	協会での対応
①	制度説明動画等の作成・周知	・制度改正の全体像を説明した動画「使ってみよう！マイナ保険証」を健康保険組合連合会と共同で作成した。また、健康保険証とマイナンバーカードの一体化に関する制度のポイントをまとめた資料を作成した。 (資料の活用例) ・HP上で当該動画、資料の公開 ・メールマガジンでの動画の紹介 ・関係団体、事業所訪問時の放映、資料の提供 ・協会主催のイベントや算定基礎届説明会での放映
②	「顔の見える地域ネットワーク」を活用した関係団体への協力依頼	(主な取り組み) ・本部から日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、日本経済団体連合会、全国社会保険労務士会へ訪問、周知等への協力依頼 ・支部から各都道府県商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、社会保険労務士会への訪問、周知等への協力依頼
③	集中取組月間以降において実施を予定している広報	・マイナ保険証利用促進集中取組月間以降においても継続的かつ集中的に広報を行い、令和6年12月に向けてマイナ保険証利用率の更なる向上を目指す。 (主な取り組み予定) ・既加入者への「資格情報のお知らせ」へのチラシの同封（9月） ・扶養調書へのチラシの同封（10月） ・地方第一紙への新聞広告の掲載（10月） ・制度改正の概要や注意点を記載したパンフレットの作成・配布（10～11月） ・協会HP特設サイトのリニューアル（10月）及びWEB広報の実施（10～11月） ・医療費通知へのチラシの同封（令和7年1月）

(参考) マイナ保険証の利用実績 (令和6年6月)

オンライン資格確認 マイナ保険証の利用実績 (都道府県別の医療機関・薬局での利用 (令和6年6月))

令和6年7月17日
第592回中央社会保険医療協議会

○ 都道府県別のマイナ保険証の利用率 (令和6年6月) は以下のとおり。

※黄色=上位5県 灰色=下位5県

都道府県名	利用率
北海道	10.51% (+2.19%)
青森県	8.78% (+2.79%)
岩手県	11.57% (+2.32%)
宮城県	9.05% (+1.94%)
秋田県	10.01% (+2.83%)
山形県	10.62% (+2.68%)
福島県	13.76% (+3.08%)
茨城県	11.69% (+2.16%)
栃木県	12.36% (+2.65%)
群馬県	11.82% (+2.87%)
埼玉県	8.72% (+1.78%)
千葉県	10.42% (+1.98%)
東京都	9.04% (+1.79%)
神奈川県	9.35% (+1.86%)

全国	9.90% (+2.17%)
----	----------------

都道府県名	利用率
新潟県	13.86% (+2.83%)
富山県	16.07% (+3.55%)
石川県	15.21% (+3.04%)
福井県	15.11% (+3.48%)
山梨県	8.79% (+2.26%)
長野県	8.61% (+1.88%)
岐阜県	9.88% (+2.53%)
静岡県	11.49% (+2.56%)
愛知県	7.89% (+2.05%)
三重県	9.27% (+2.10%)
滋賀県	11.04% (+2.61%)
京都府	10.73% (+2.40%)
大阪府	8.79% (+1.94%)
兵庫県	9.39% (+2.08%)
奈良県	9.86% (+2.35%)
和歌山県	6.83% (+1.81%)

都道府県名	利用率
鳥取県	13.05% (+2.07%)
島根県	14.11% (+3.78%)
岡山県	9.97% (+2.48%)
広島県	11.02% (+2.79%)
山口県	13.28% (+3.43%)
徳島県	8.14% (+2.05%)
香川県	10.70% (+2.38%)
愛媛県	7.58% (+2.14%)
高知県	9.74% (+2.72%)
福岡県	9.20% (+2.00%)
佐賀県	10.28% (+1.95%)
長崎県	10.37% (+2.47%)
熊本県	10.18% (+1.98%)
大分県	9.66% (+2.37%)
宮崎県	12.24% (+2.54%)
鹿児島県	14.40% (+2.42%)
沖縄県	4.49% (+1.07%)

※ 利用率 = マイナ保険証利用件数 ÷ オンライン資格確認利用件数
(括弧内の値は令和6年5月の値からの変化量 (%ポイント))

既加入者に対する「資格情報のお知らせ」の送付

【概要】

マイナンバーカードと健康保険証の一体化により、本年12月2日から現行の健康保険証の新規発行を終了して、「マイナ保険証」を基本とする仕組みに移行する。

このため、医療保険者等向け中間サーバーに登録されている情報の正確性を担保し、加入者の方に安心してマイナ保険証をご利用いただくとともに、加入者が加入者資格を簡易に把握して、円滑な健康保険の諸手続きを可能とするため、「資格情報のお知らせ及び加入者情報（マイナンバーの下4桁）」（以下「資格情報のお知らせ等」という。）を送付する。

なお、令和6年12月2日以降の新規加入者については、資格取得時に「資格情報のお知らせ」を送付する。

送付対象者	加入者全員 ※健康保険法第3条第2項に規定される日雇特例被保険者及びその被扶養者を除く
送付時期	1回目 令和6年9月9日（月）～令和6年9月30日（月） 2回目 令和7年1月22日（水）～令和7年2月3日（月） * 1回目の対象者データ抽出日から令和6年11月29日（金）までに新規資格取得した対象者（データ抽出時点の現存者。事業所の管轄外所在地変更により事業所記号が変わった場合も含む。）
送付方法	一般加入者 ：個人別に封入 ➤ 事業主経由での送付 * 特定記録郵便。封筒または箱に梱包し送付。

資格情報のお知らせの内容

資格基本情報

- 協会システムで保有している資格基本情報。
- 記載内容は以下のとおり。
 - ・記号番号枝番 ・氏名フリガナ ・生年月日 ・負担割合 ・資格取得年月日 ・保険者名

マイナンバー（下4桁）のお知らせ（確認）

- マイナンバーの確認結果に基づき、送付物を以下の区分に分類して、個人番号（下4桁）を確認。
 - ・住基情報と不一致がない者、不一致があったものの保険者で確認済みの者等
- ※マイナンバーが未提出の者等については、個人番号の提出を依頼。
（マイナンバーの下4桁は記載しない。）

資格情報の お知らせ

- マイナ保険証で受診することができず、マイナポータルの資格情報画面を提示できない場合に、マイナンバーカードと併せて提示することにより受診可能とするとともに、加入者資格を簡易に把握して円滑な健康保険の諸手続きを可能とするため、資格情報をお知らせ。（携帯しやすいよう、切り取って利用可能なレイアウト）
- 記載内容は以下のとおり。
 - ・記号番号枝番 ・氏名フリガナ ・生年月日 ・資格取得年月日 ・保険者番号保険者名

送付物イメージ

送付物イメージ

(記号) 12345678 (番号) 1234567
(被保険者氏名) 協会 太郎 様
(対象者氏名) 協会 太郎 様

お問い合わせ番号
00-00000000-00000000-00
〒123-4567
東京都〇〇区〇〇町 1-2-3
全国健康保険協会 〇〇支部

資格情報のお知らせ

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします(令和6年〇月〇日時点)。
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	1234678	番号	1234567	(枝番) 00
氏名	協会 太郎			
フリガナ	キョウカイ タロウ			
生年月日	平成元年 10 月 1 月			
負担割合	3 割 (令和 6 年〇月〇日時点)			
資格取得年月日	令和 2 年 1 月 1 日			
保険者名	全国健康保険協会 〇〇支部			

スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードから
マイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の
資格情報を確認することができます。ぜひご活用ください。

— マイナポータルへのアクセス・
ダウンロードはこちら —



マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます(スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます)。

なお、現在、医療保険のデータベースに登録されているあなたの個人番号(マイナンバー)は次のとおりです(12桁のうち下4桁のみ表示)。万が一、表示されている下4桁の数字が、ご自身の個人番号(マイナンバー)の下4桁と一致していない場合には、保険者までご連絡ください。

**** * 6825

1

資格情報のお知らせ

記号 12345678 番号 1234567 枝番 00
フリガナ キョウカイ タロウ
氏名 協会 太郎
生年月日 平成元年 10 月 1 月
資格取得年月日 令和 2 年 1 月 1 日
保険者番号 12345678
保険者名称 全国健康保険協会 〇〇支部

左を切り取ってご利用いただくこともできます
(このお知らせのみでは受診できません)

2



1 マイナンバーの下4桁

医療保険のデータベースに登録されてるマイナンバーの下4桁を表示する。

※マイナンバーの未提出等により、協会が正確なマイナンバーが把握できていない場合、記載しない。代わりにマイナンバーの提出をお願いする文章と申出書を同封

2 資格情報のお知らせ

令和6年12月から以下の場合に使用。

- 健康保険の各種給付金等の申請に必要な健康保険の記号・番号の確認。
- オンライン資格確認システムを導入していない医療機関や健診機関等にマイナ保険証と併せて受診。

マイナ保険証不安払しょくに向けた対応

紐付け誤りが生じない仕組みを確保

令和6年5月15日
第178回社会保障審議会医療保険部会

国民の皆様に安心してマイナ保険証をご利用いただけるよう、以下の取組を完了

① 登録済みデータの点検

- 全ての登録済みデータ（1.6億件）について、住民基本台帳情報との突合を完了【令和5年11月】
確認が必要な約139万件について閲覧停止をしたうえで、保険者等による確認作業を終了
【～令和6年4月】

② 新規の誤り事案の発生を防止

- 今後の新規加入者の登録時に、全てのデータについて住民基本台帳情報とのシステムによる突合を実施
【令和6年5月7日～】

※ 資格取得届における個人番号等の記載義務を法令上明確化。やむを得ず保険者が住民基本台帳情報を取得して加入者の個人番号を取得する場合には、必ず4情報（漢字カナ氏名、生年月日、性別、住所）により照会を行うこと明確化【令和5年6月～】

(参考) 登録済みデータの確認作業結果

(参考) 登録済みデータの確認作業の結果

令和6年5月15日
第178回社会保障審議会医療保険部会

住基情報（J-LIS情報） との突合結果		令和5年		令和6年				5月～
		11月	12月	1月	2月	3月	4月	
生年月日・ 性別不一致 (①：2,779件)		【全ての登録済みデータ（1.6億件）について、住民基本台帳情報との突合を完了。確認が必要な約139万件について閲覧停止をしたうえで、保険者等による確認作業を実施】 → 4月までに、<u>①・②の不一致データの確認作業を終了し、確認済みの全てのデータについて閲覧停止を解除</u> ※ 検知された誤登録数：529件（注） （試行実施で検出されたものや、保険者の自己点検等で検知された誤登録を含む） （注） 4月25日に公表した保険者からの報告があった誤登録件数（545件）について、実施機関において確認したところ、報告誤り等により件数が減少						新誤入力チェック システムの運用開始 【5月7日～】 → データ登録時に全てのデータについて住民基本台帳情報との突合を行う
氏名の 不一致等 (②：約139万件)								
全加入者 (*)								確認作業終了を踏まえ、安心してマイナ保険証をご利用いただけるよう、原則全加入者に対して個人番号下4桁を送付 ・被用者保険：資格情報のお知らせ送付時 ・地域保険：保険証の更新時 等

* 個人番号未提出者等については別途対応

(参考) 制度説明資料

制度改正後の医療機関等受診方法

健康保険証とマイナンバーカードの一体化以降の医療機関等の受診方法・使用可能期間は下記のとおりです。

受診方法		令和6年					令和7年												令和8年							
		8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8
							制度改正日 (R6.12.2)												経過措置期間終了 (R7.12.1)							
①	健康保険証																		※経過措置期間終了後使用不可							
②	マイナ保険証																									
③	資格確認書						※制度改正後使用可能																			
④	マイナポータル(スマホ) ＋ マイナ保険証						※制度改正後使用可能																			
⑤	資格情報のお知らせ ＋ マイナ保険証						※制度改正後使用可能																			

(参考) 制度説明資料

①健康保険証

従来の健康保険証は令和6年（2024年）12月2日に廃止されますが、
現在お持ちの健康保険証は、退職等で資格喪失にならない限り、
令和7年（2025年）12月1日まで使用できます。



※令和7年（2025年）12月1日までに退職等で使用できなくなった保険証は、会社へ返納してください。

令和7年（2025年）12月2日以降については保険証の自己破棄も可能です。

②マイナ保険証

マイナ保険証とは、マイナンバーカードを健康保険証として利用登録したものです。

マイナ保険証と利用のための3つのステップ

①マイナンバーカードの取得

②マイナ保険証の利用登録

マイナンバーカードを保険証として利用できるようにするには、ご自身で「保険証利用登録」を行う必要があります。

マイナンバーカードの保険証利用登録には3つの方法があります。



※マイナポータルとは…

政府が運営するオンラインサービスです。
パソコンやスマートフォンからログインが可能で、各種行政手続きの申請や、所得・税等の情報を確認することができます。

③事業主へマイナンバーを提出

就職や転職をした場合は、マイナンバーを会社にご提出お願いいたします。

※マイナポイントを申し込んでいても、マイナンバーを会社提出していない場合、マイナ保険証は利用できませんのでご注意ください。

③資格確認書

(マイナ保険証を持っていない方の医療機関受診方法)

マイナンバーカードを持っていない、又はマイナ利用登録をしていない方は、保険者から交付される**資格確認書**を提示すれば、マイナ保険証のメリットはありませんが、これまで通りの保険診療を受けることができます。

資格確認書の発行は以下のとおり行います。

【新規加入者】

- 資格確認書は、**令和6年(2024年)12月2日以降**、資格取得届などによる本人からの申請に基づき、会社を経由してマイナ保険証をお持ちでない加入者に発行します。

(※) 新規加入時に申請がなかった方でマイナ保険証をお持ちでない方などには、申請によらず資格確認書を発行しますが、相当な期間を要することから、できる限り資格取得届の提出時に申請をお願いします。

【既存加入者】

- 資格確認書が必要と保険者が判断した方(※)に対し、既存の保険証が使えなくなる**令和7年(2025年)12月2日までに**発行します。

(※) マイナ保険証をお持ちでない方、保険者にマイナンバーを提出されていない方などに発行します。

※資格確認書の有効期限内に退職した場合、資格確認書は会社へ返納してください。

有効期限が切れた資格確認書については自己破棄も可能です。

(参考) 制度説明資料

④マイナポータル/⑤資格情報のお知らせ

(カードリーダーが使えない場合に医療機関を受診する方法)

カードリーダーがない医療機関等や故障中など、カードリーダーが使えない場合、マイナ保険証で本人確認をした上で資格情報を伝えることで、保険診療を受けることができます。

- 資格情報は「**資格情報のお知らせ**」やマイナポータルの「わたしの情報」／「医療保険の資格情報」を提示することで伝えることができます。
- 「**資格情報のお知らせ**」は、被保険者資格等の基本情報が記載されているものです。
令和6年(2024年)12月2日以降、新規加入した方に送付されます。
既加入者には、令和6年(2024年)9月に送付します。
退職等の際に会社へ返納いただく必要はありません。



(参考) 制度説明資料

(参考) マイナ保険証・資格確認書・資格情報のお知らせの比較

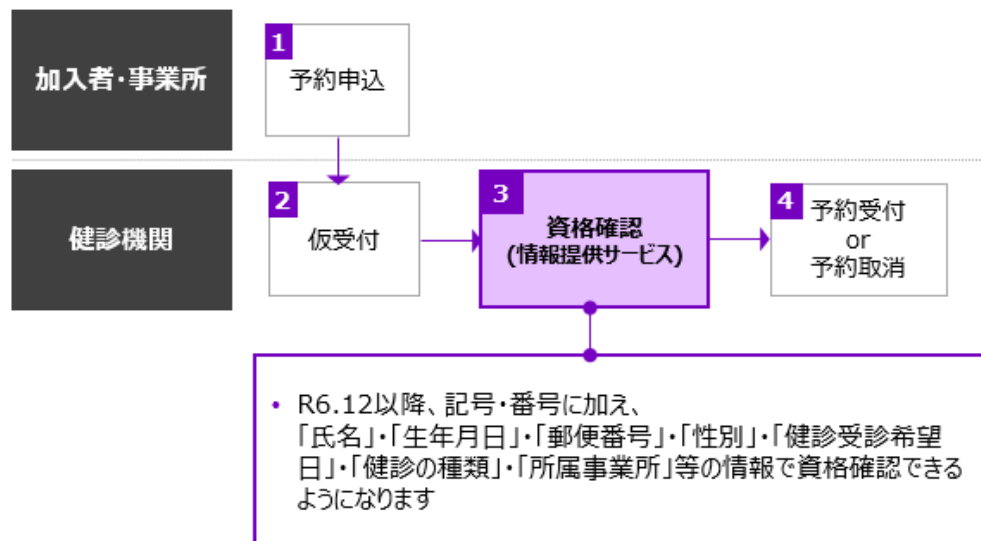
	名称	形状	取得方法	使用目的	使用方法
①	マイナ 保険証	マイナンバーカード 	マイナンバーカードの入手後、マイナンバーカードの保険証利用登録を行う	カードリーダーが設置されている医療機関を受診するとき	医療機関に設置されているカードリーダーで読み取り
②	資格 確認書	従来の健康保険証と同じプラスチックカード型(色は黄色) 	・資格取得時等に申請 ・マイナ保険証をお持ちでない方に職権で発行	マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関を受診するとき	医療機関に提示
③	資格情報の お知らせ	紙製カード型 	・資格取得時に送付(申請不要) (マイナポータルから確認できる「わたしの情報」でも代用可能) ・既加入者には本年9月に送付予定	カードリーダーが使えない場合に医療機関を受診するとき	マイナンバーカードと資格情報のお知らせの両方を医療機関に提示 (資格情報のお知らせのみでは受診不可)

(参考) 制度説明資料

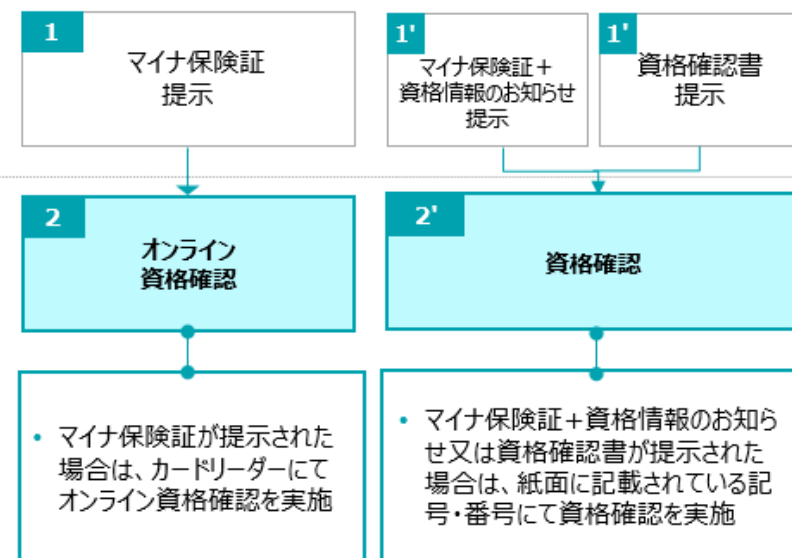
健診機関の受診方法

- 生活習慣病予防健診の予約受付時は、協会の情報提供サービス上で資格確認を行います。現状の記号・番号に加えて、それ以外の情報でも予約を行うことができるようになります。
- 生活習慣病予防健診当日は、医療機関を受診する際に準じて資格確認を行います。健診機関でオンライン資格確認が実施可能である場合はマイナ保険証を使用したオンライン資格確認を、オンライン資格確認が実施できない場合は、マイナ保険証＋資格情報のお知らせ又は資格確認書による資格確認を、それぞれ実施します。

“予約時”の資格確認方法



“健診当日”の資格確認方法



(参考) 制度説明資料

●マイナ保険証に関する問い合わせ先

(国)マイナンバー総合フリーダイヤル

「通知カード」「個人番号カード」に関することやその他マイナンバー制度に関するお問い合わせ先 **0120-95-0178**

※マイナンバー制度やマイナンバーカードに関する一般的なお問い合わせは、国のマイナンバー総合ダイヤルにお願いします。

(協会)マイナンバーコールセンター

- ・協会けんぽでは、以下の事項に対するお問い合わせ先として、専用のコールセンターを設置します。
 - マイナ保険証、オンライン資格確認
 - 資格情報のお知らせ
 - 資格確認書 等
- ・これらに関するお問い合わせは、協会けんぽ支部ではなく、マイナンバーコールセンターにお問い合わせください。
- ・設置期間：令和6年9月2日から令和8年2月28日（予定）

(※) 上記のコールセンターでは、以下の言語について対応予定です。

加入者等・職員（オペレーター）・通訳者の三者通話となります。

英語・中国語・韓国語・スペイン語・タガログ語・ポルトガル語・ベトナム語・タイ語・インドネシア語・ネパール語・ビルマ語・フランス語・ドイツ語・イタリア語・ロシア語・マレー語、クメール語、モンゴル語、シンハラ語・ヒンディー語・ベンガル語・ウルドゥー語